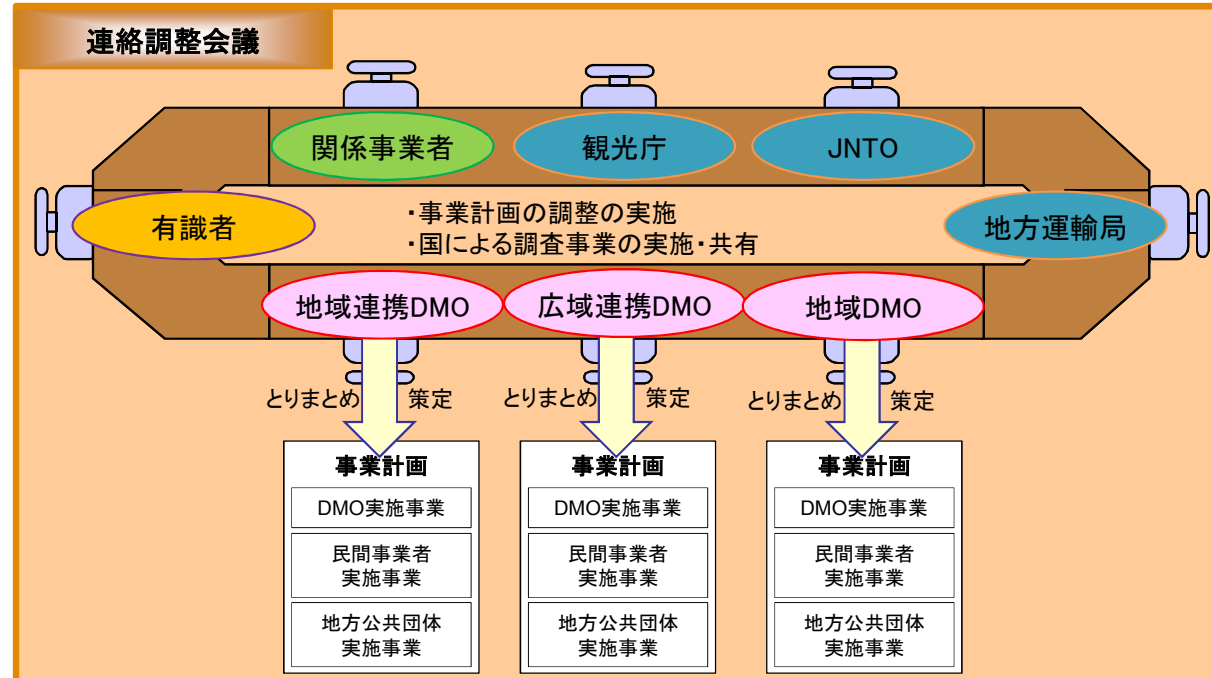


広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業

○訪日外国人旅行者の各地方部における来訪・滞在等を促進するため、各地方ブロックの単位で国と地域の協働により、①区域内のコンテンツの充実及び②二次交通の整備によるアクセス環境の改善に関する基本方針を共有した上で、それに基づく、役割分担に応じた各DMOを中心とする取組を一体的に支援。

1. 国と地域の協働による連絡・調整会議の創設

- ① 主要なターゲット層の設定及びそのニーズを踏まえた観光コンテンツの充実に関する方針の協議
- ② 国際空港等の主要なゲートウェイ施設から会議対象区域への移動及び区域内の各観光地間の移動のための交通アクセスの改善に関する方針の協議
- ③ 各DMOが策定する事業計画に関する、上記の方針、JNTOのプロモーション方針、DMO間連携の観点からの調整の協議



2. 地域で調整の図られたDMOの取組に対する支援

- ① ターゲット層のニーズに沿ったコンテンツの充実
地域連携DMO、地域DMOにおいては、外国人旅行者のニーズに沿ったコンテンツを強化。広域連携DMOにおいては、地域のコンテンツをパッケージ化する取組を強化。
- ② 二次交通の整備による区域内のアクセス環境の改善
地域連携DMO、地域DMOにおいては、地域内のコンテンツをつなぐ交通アクセスの充実。広域連携DMOにおいては、主要ゲートウェイからの動線を意識した、地域間をつなぐ交通アクセスの充実。
- ③ 地域の魅力・交通・宿泊情報等をターゲット層へ直接的に訴求する情報発信・プロモーション
JNTOのプロモーション方針との整合を図った情報発信やWEBサイト・ブログ・SNS等を活用した、地域の魅力・交通・宿泊情報等をターゲット層へ直接的に訴求する情報発信。

・補助対象事業

各DMO策定の事業計画に記載があり、かつ、連絡調整会議において連携・調整の図られた外国人旅行者の誘客を目的とする以下の取組

- ・計画策定、マーケティング
- ・滞在コンテンツの充実
- ・広域周遊観光促進のための環境整備
- ・情報発信・プロモーション

・補助率

定額（調査・計画策定）

事業費の1/2（滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション）

※継続事業については2年目:2/5、3年目:1/3